

7. 教職員（コンプライアンス）

津田塾大学コンプライアンス推進規程

（目的）

第1条 この規程は、津田塾大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図るために必要な事項を定め、もって公平かつ公正な職務の遂行及び本学に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、本学の教職員等が法令その他学内規則を遵守することをいう。

2 本規程における「部局等」とは、各研究科、各学部、各研究所、各センター及び事務局をいう。

（最高管理責任者）

第3条 本学のコンプライアンスの推進における最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、コンプライアンスの推進に関する基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

（統括管理責任者）

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長（教学・国際担当）をもって充てる。

3 統括管理責任者は、第1項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、研究活動上の不正行為防止等を推進する部署及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局等に、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮監督を行わせるため、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、部局等の責任者である研究科委員長、学部長、研究所長、センター長、事務局長とする。

（コンプライアンス推進委員会）

第6条 本学に、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定及び総括に関する事項
- 二 コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備に関する事項
- 三 コンプライアンスの推進に係る啓蒙に関する事項
- 四 その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

（組織）

第8条 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 総括管理責任者

7. 教職員（コンプライアンス）

二 副学長（総務・財務担当）

三 事務局長

四 その他学長が指名する者

（委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（通報等の扱い）

第10条 内部通報に関する規程は、別に定める。

（内部監査体制）

第11条 本学における不正行為の防止のために内部監査を実施する。

2 内部監査に関する規程は、別に定める。

（事務）

第12条 本規程に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第13条 本規程に定めるほか、研究活動上の不正行為の防止及びコンプライアンスの推進等に関し必要な事項は別に定める。

2 研究活動上の不正行為の告発に係る事案につき、公表する調査結果の内容は以下のとおりとする。

一 認定した不正行為の種別

二 不正行為に係る研究者（共謀者を含む。）

三 不正行為が行われた経費・研究課題

四 不正行為の具体的な内容

五 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

（改廃）

第14条 本規程の改廃は、総務課が起案し、学長室会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

本規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。